

ふるさと納税研究会における議論の状況

1. おおむね方向性が一致している事項

項目	方向性	考え方
「ふるさと」の定義	「ふるさと」となる地方団体は限定しない。	・貢献・応援したいと思う「ふるさと」のイメージは人により様々。限定せずに、納税者の意思に任せるべき。
「税」か「寄附」か	「税」を分納する仕組みではなく、「寄附金」税制を活用する。	・受益と負担の関係や強制性を本質とする租税の性質から「税」方式は困難 ・「寄附」であれば、納税者の思いを反映できる。
＜寄附金税制の活用＞ 所得控除か税額控除か	税額控除方式	・寄附金額と税の軽減額との関係が分かりやすい。 ・寄附金控除の効果を高めることが可能
寄附先となる団体 (都道府県・市区町村)	都道府県及び市区町村の双方を対象とする。 ※市区町村のみを対象とすべきとの考え方もあり。	・寄附者(納税者)の意思を尊重し、都道府県、市区町村のどちらに寄附した場合でも対象とすべき。 ・市町村名を知らないような寄附者(納税者)の便宜という点からも都道府県を対象としてもよいのではないか。
控除される税 (都道府県民税・市区町村民税)	都道府県民税、市区町村民税の両方から税率比で控除	・寄附者(納税者)は、都道府県民税・市区町村民税のどちらを移すという意識は少ないのではないか。 ・実務上も、現行制度に準じた形で、控除することが簡便

項目	方向性	考え方
事務の簡素化	確定申告をしない者に対する住民税の申告手続の簡素化を検討すべき	・所得税の寄附金控除の適用を受ける以上、確定申告は行う必要がある。 ・確定申告しない者について、住民税のみの簡易な手続も検討すべき。
地方団体の行動に与える影響、使い途(募集の受け皿の整備)	・自主的努力によるべきもの。 ・法的規制にはなじまない。	・地方団体が自主的に、使途の限定や寄附者への使途の明示を行うことは、望ましいもの。 ・地方団体に、使途の限定等を条例で規定する義務を一律に課すことは、税法上の要件にはなじまない。
地方交付税との関係	現行の寄附の扱いと同様とすべき	・寄附金の効果を確保するため、寄附受領団体の交付税額が減少しないよう扱うべき。 【現行制度】 ・寄附受領団体については、寄附金を受けても、交付税が減少することはない。 ・住所地の地方団体については、住民税の減少分のうち75%分は、交付税により補てんされる。

2. 議論中の事項

項目	議論の状況	考え方
税額控除の割合	・全額とすべきとの意見(最大で100%) ・一部(例えば8割)とすべきとの議論	・「ふるさと納税」は、本来、「ふるさと」への税の移転の問題であり、納税者の負担を増加させるべきではない。 ・便宜上、寄附税制を活用しているに過ぎず、寄附一般の理屈と同列に論ずるべきではない。 ・寄附税制の論点を考慮すべきであり、寄附者の「志」を活かすには、持ち出しが必要 ・持ち出しがあることは真剣に寄附先を考えることにつながる。
税額控除の上限額	1割程度	・「地域社会の会費」という個人住民税の性格から一定割合とすべき。 ・都市部の自治体への影響、公平性の観点から、多すぎないほうがいい。
対象とする寄附金額の下限	下限額を大幅に引下げる方向で検討 ※下限額以下の寄附金に係る取扱い是要検討	・10万円(現行)は高すぎるとの意見。どこまで下げるかは検討。
所得税との関係	所得税、住民税双方から控除 ※住民税のみから控除という議論もあり。	・国も一定の関与・応援をすべき。 ・具体的な方法 ① 住民税から税額控除、所得税は所得控除(現行制度)とし、合わせて全額(一部)控除 ② 住民税から税額控除、所得税からも税額控除とし、合わせて全額(一部)控除